

## 第1章 計画の策定に当たって

## 第1章 計画の策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

誰もが生涯を通じて、自分らしくいきいき暮らすためには、『健康』は欠かせません。そのためには、市民一人ひとりが生涯にわたり、自分の体やこころに関心を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。

この度、秦野市健康増進計画「健康はだの21 第4期計画」の取組を継続し、国や県の動向を踏まえ、「健康はだの21 第5期計画」を策定しました。人生100年時代の健康長寿に向けた取組の指針として、次の視点を加えました。

- (1) 社会の多様化や人生100年時代の到来を踏まえ、ライフステージごとの行動目標を設定し、ライフコースに沿った特有の健康づくりを意識すること
- (2) 第4期計画の取組分野に、運動器の障害（ロコモティブシンドローム）、体格指数におけるやせや肥満、メンタル面の不調の予防など、生活機能の維持・向上を含めること

#### 「健康」の定義

1947年採択されたWHO憲章では、「健康」を次のように定義しています。

「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされている状態。」

### 2 秦野市のこれまでの取組

本市では、平成14年10月に「健康はだの21」を策定し、「壮年期死亡を減少させ、健康寿命の延伸を図り、生活の質を向上させる」ことを目的に、栄養・運動・休養を中心とした健康づくり事業、生活習慣病を見直す場の提供などの推進に取り組んできました。

平成20年3月策定の第2期計画では、人と人とのコミュニケーションを大切にしたつながりや、ネットワークを広げる視点を加えました。また、同年9月に、健康増進事業を推進する「健康はだの21推進委員会（現在の「健康増進計画事業推進協議会）」を、平成22年2月には、「健康はだの21評価委員会（現在の「健康増進計画検討委員会）」を組織しました。

第3期計画（平成25年3月策定）では、「こころの健康づくり」を位置付け、5つの重点施策に行動目標と数値目標を設定しています。

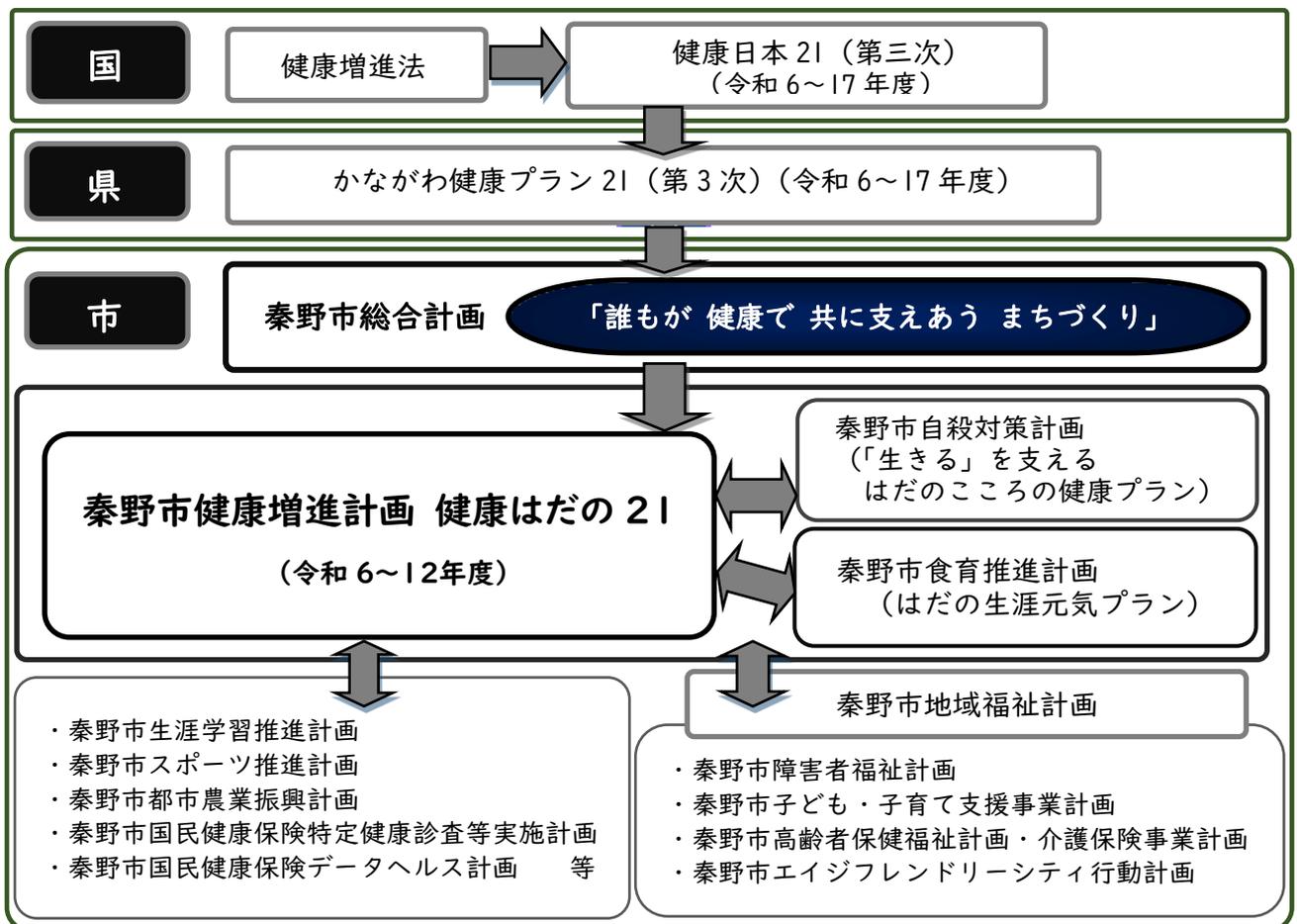
さらに第4期計画（平成30年3月策定）では、「5つの重点施策」を「3つの基本の方向性」に組み替え、事業を細分化するとともに、新たに重点的な取組分野として「生活習慣病重症化予防」を取り入れました。なお、国の計画〔健康日本21（第二次）〕及び県の計画〔かながわ健康プラン21（第2次）〕の期間が1年延

長されたことに伴い、本計画の期間を1年延長して令和5年度までとし、改定時期についても令和5年度に変更しました。

### 3 計画の位置付け

「健康はだの21」は、健康増進法第8条第2項に規定される市町村健康増進計画であり、国の「健康日本21（第三次）」や神奈川県「かながわ健康プラン21（第3次）」の趣旨を踏まえ、策定しています。

また、本市においては、秦野市総合計画の5つの基本目標のひとつである「誰もが健康で共に支えあうまちづくり」における『人生100年時代の健康長寿に向けた取組の推進』を担う個別計画として位置付け、他分野の個別計画との連携・協働を図ります。



#### ライフステージ

一般的には、人生の節目の出来事など社会的な環境の変化により分けられる。本計画においては、次の6段階に大別する。乳幼児期（0～6歳）、学童期（7～12歳）、思春期（13～17歳）、青年期（20～39歳）、壮年期（40～64歳）、高齢期（65歳以上）

#### ライフコース

個人が一生の間にたどる道筋。胎児期から老年期に至るまで個人の生涯を経時的に捉えるもの。

#### ロコモティブシンドローム

筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板のいずれか、あるいは複数に障害が起こり、「立つ」「歩く」といった機能が低下している状態。

## 4 計画の期間

第5期計画の期間は、「健康日本21（第三次）」及び「かながわ健康プラン21（第3次）」がそれぞれ12年間の計画となること、また、本市総合計画の計画期間を踏まえ、本計画の期間を7年間（令和6年度から令和12年度）としました。令和12年度には過年度の評価を行い、結果を次期計画に反映します。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
健康はだの21 第4期					健康はだの21 第5期計画													
			秦野市総合計画 (令和3年度～令和12年度)															
						健康日本21（第三次） (令和6年度～令和17年度の12年間)												
						かながわ健康プラン21（第3次） (令和6年度～令和17年度の12年間)												

## 5 SDGsへの取組

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年から令和12年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。本市においても、SDGsの理念や目標を踏まえて取組を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 本計画が特に取組むべき SDGs の目標



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



10 人や国の不平等をなくそう

各国内および各国間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市および人間居住を実現する



17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：国際連合広報センターHP

